

# 令和7年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年7月25日(金) 午後2時  
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室  
 開 会 令和7年7月25日(金) 午後2時  
 出席委員

| 農業委員          |   |                |   |              |   |           |   |
|---------------|---|----------------|---|--------------|---|-----------|---|
| 1. 伊藤 正敏      | ○ | 2. 酒井 温司       | ○ | 3. 丹羽 保宏     | ○ | 4. 横井 満之  | ○ |
| 5. 中野 浩光      | ○ | 6. 三宅 正恭       | ○ | 7. 石塚 晴郎     | ○ | 8. 岩田 房喜  | ○ |
| 9. 鈴木 正       | ○ | 10. 後藤 善一      | ○ | 11. 星野 清明    | ○ | 12. 水野 格廉 | ○ |
| 13. 小島 慶久     | ○ | 14. 木村 実勇喜     | ○ |              |   |           |   |
| 農地利用最適化推進委員   |   |                |   |              |   |           |   |
| 15. 鈴木 朝明（北部） | ○ | 16. 渡邊 由美子（西部） | ○ | 17. 堀田 啓（南部） |   | ○         |   |

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫  
 主 事 宮下 彩乃

## 議 事 日 程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件

議案第9号 農地法第3条の規定に係る許可申請 ..... 1件  
 議案第10号 農地法第5条の規定に係る許可申請 ..... 2件  
 議案第11号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 ..... 2件  
 (一括契約)

#### (2) 報告案件

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 3件  
 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 16件

### 2 その他

- ・農地パトロールについて
- ・令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

会

長 皆さん、こんにちは。

梅雨もあけ、本格的に夏の暑さとなつてまいりました。委員の皆様におかれましては、農作業中の熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和7年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は2番 酒井 温司（さかい あつし）委員 5番 中野 浩光（なかの ひろみつ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第9号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R7-9をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、自己所有の農地と隣接しており、一体的かつ効率的な利用及び規模拡大をしたい譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、耕運機1台を所有しております。従事日数は150日、経営面積は1,287㎡、申請地への通作距離は0.25km、通作時間は車で5分です。

譲受人は75歳以上であるため、ヒアリングを行っています。詳しくは机上配布しました農地法3条許可申請に係るヒアリング項目をご確認ください。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は渡邊委員になりますが、

渡 邊 委 員 両者とも存じ上げており、譲受人は農業をよくしている方で相続する方もいらっしゃるため、何ら問題はありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます

ではこの案件につきまして、当農業委員会として「許可する」ということで進めます。

続きまして、【議案第 10 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請を 2 件議題とします。

事務局に説明を求めます

事 務 局 議案書 2 ページをご覧ください。

申請番号 R7-5、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市に本社を置く、空調や換気のダクト製造加工施設工事を請け負っている法人です。近年需要の増加に伴い、機械や資材、従業員が増加し、既存のスペースでは限界となり、資材置場や従業員駐車場の確保が急務となりました。

市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、本社や既存敷地から近く、また所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。道を挟んだ西側が本社の位置です。北側には水田が残っています。

土地利用計画図をご覧ください。

北側はトラックの駐車場、南側は資材置場となっています。アスファルト舗装をし、周囲はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。また、雨水は自然浸透させ、周りの側溝については、西側の乗り入れ口部分のみ蓋をし、側溝を入れ替えるとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は横井委員になります。

横 井 委 員 すでに資材置場として利用している土地を拡大するための申請です。現地に何ら問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 側溝の工事は事業者負担ですか？また事業者が市に依頼した場合、市で行いますか？

事 務 局 市の方では出来ません。もし営農に支障が出るような利用形態になる場合は、事務局では受け付けられないといった返答になります。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。  
続きの事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-6、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。  
申請者は、岐阜県大垣市に本社を構える運送業者で清須市近辺に配送センターを保有しております。現在、配送センター移転のため、市内で同センターを建設しております。当初の計画では、センター内に従業員全員の駐車場を確保できる予定でしたが、配送センターが今の事業所よりも大きくなったため、荷物の供給量が増え、荷物待ちのトラックが増えることが確実となり、センター内の駐車場が不足すると判断し、従業員の駐車場の確保が急務となりました。  
市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、配送センターから近く、また所有者より承諾を得られたため申請に至りました。  
申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。  
また一般基準については特段の問題はございません。  
配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。道を挟ん

だ南側に配送センターの建設地があります。北側には水田が残っています。

土地利用計画図をご覧ください。

18 台分の従業員用駐車場です。アスファルト舗装をし、周囲はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。また、雨水は自然浸透させ、周りの側溝については、西側の乗り入れ口部分のみ蓋をし、側溝を入れ替えるとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

木 村 委 員 この案件の地元は木村委員になりますが、  
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 11 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について 2 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R7-5 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後 藤 委 員 この案件の地元は後藤委員になりますが、  
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-6 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

田と畑両方記載がありますが、田んぼですか？それとも畑ですか？

事 務 局 現況は畑です。

会 長 この案件の地元は後藤委員になりますが、

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第 8 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件及び【報告第 9 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 16 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局 議案書の 4 ページをご覧ください。【報告第 8 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件を説明します。申請番号 R7-12、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は専用住宅の建築です。担当は、中野委員です。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-13、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。始末書が添付されております。担当は岩田委員です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-14、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は工場建築です。始末書が添付されております。  
担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書の 5 ページをご覧ください。【報告第 9 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 16 件を説明します。

申請番号 R7-19、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 最近まで生産緑地指定でしたが、解除されたため問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-20、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は後藤委員です。

後 藤 委 員 アパート経営をされており、駐車場が足りず、横の土地も駐車場として使用するとのことでしたので、問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-21、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。  
担当は後藤委員です。

後 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 R7-22、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は丹羽委員です。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-23、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築になります。こちら宮田用水が関わっております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-24、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築になります。こちら宮田用水の決済金に関係しております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-25、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は岩田委員です。

星 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書の 7 ページをご覧ください。

申請番号 R7-26、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。こちら再転用の案件です。担当は岩田委員です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-27、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は、鈴木正委員になります。

鈴 木 正 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-28、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件です。担当は星野委員です。

星 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-29、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は小島委員です。

小 島 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書の 8 ページをご覧ください。

申請番号 R7-30、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。こちら再転用の案件です。担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R7-31、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 届出地は現況地目が田ではなく畑です。隣が水田のため畑の仮土留めがしてあるのですが、不動産業者がその土留めを壊してブロック擁壁にし、田んぼに水が入っている 8 月中に工事をやりたいと水田の地権者のほうに要請してきました。地権者はこの時期に行うと土留めが壊され瓦礫が田んぼの中に入って荒らされるのは困ると話していて、去年も同じ町内の類似のところで同じ地権者さんが不動産業者ともめた経験もあるため、農転が出た段階で現況水田と畑の境界線については工事の時期を事前に指導はしていただきたいです。

事務局 受け付けの際は隣接農地に影響がないように指導を徹底させていただきます。今の時期は田んぼに水が入っておりますので、田んぼに隣接する土地は控えるように受け取る際には気をつけさせていただきます。

伊藤委員 そういつていただけますと大変ありがたいです。隣接者が去年別のところで隣接農地の所有者に承諾なく勝手に擁壁を壊し始め、水田に殻を入れられ、不動産に誰の許可を得て行っているのかと聞いたところ、守秘義務があるため教えられないと言われ、こちらが怒っているのに取り次いでくれず揉めたこともあるため今回農業委員会で報告すべきだと思い報告させていただきました。

事務局 届出の際に隣接農地に迷惑をかけない誓約をしていただいているのですが、営農の時期に被らないように受け付ける我々で徹底していきたいと思います。

伊藤委員 ご多忙だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、申請番号 R7-32、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。こちら再転用の案件です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書の 9 ページをご覧ください。申請番号 R7-33、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は介護施設の建築です。こちら始末書の添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-34 は所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 この土地は、周りに住宅が多く建っている中で、木や木と同じくらいの高さの草が生えている状態なのですが、この議案が決定するまでの維持管理は誰がしますか？

事務局 所有権が移動してない場合は、所有者管理になります。所有権移転する前に契約など交わしている可能性もありますが、事務局が連絡する場合は所有者にお願いすることになります。

渡邊推進委員 住宅が建築されて綺麗になるのであれば問題ありません。

事務局 私たちの方でも少しお話させていただきます。

伊藤委員 先ほどの件で、去年の被害があったところは、既存宅を壊して擁壁を壊して隣地の農地に迷惑をかけており、農転には関係ないですが、今回は関係

しています。

会 長 地目は田ですが、現況は畑。土留めはなにでやってありますか？

伊 藤 委 員 U字溝で使うような矢板です。

会 長 このような申請が出てきた場合、事務局は現地を見にいったりはしない  
ですか。

事 務 局 届出の場合ですと、田んぼの水かかりに支障があるのではないかと疑わしい  
ものに関しては、届出が出た後に影響がないか見させていただく場合もあり  
ます。届出書の誓約の部分で安心しきっていたところもあるので、今後  
は田んぼに隣接する土地や、田んぼの転用の場合には営農されている時期  
は特に注意させていただきます。

会 長 以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他に入ります。農地パトロールについて事務局から願  
いします。

事 務 局 では机上配布しました資料をご覧ください。

皆様からご都合の方を伺い、日程はお手元の通りにさせていただいてお  
ります。昨年との変更点につきましては、暑さにより体調を崩されること  
もあると思いますので、ご自宅に伺う方を増やしております。集合場所は  
事務局と相談して変更することも可能ですので、来月の農地パトロールも  
よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会につ  
いて説明をお願いします。

事 務 局 議案書と一緒に送付させていただいておりました、9月5日金曜日13時  
半から16時まで、名古屋文理大学文化フォーラム大ホールにて研修会が  
ございます。出欠確認票は事前に配布させていただいておりますので、ま  
だご提出されていない方いらっしゃいましたら、会議が終わった後にご提  
出をお願いします。

事務局からは以上となります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和 7 年 8 月 25 日、月曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 4 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_